

縄文文化発信サポーターズ規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「縄文文化発信サポーターズ」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、世界に誇る日本固有の縄文文化を、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、国内外に向け広く発信することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 講演会をはじめとする広報活動等を通じた縄文文化の普及・啓発
- (2) これまでのオリンピック・パラリンピックにおける文化プログラム等の調査や効果的な情報発信等の研究
- (3) 縄文文化の発信等に関する関係省庁・各種団体等への要請・提案
- (4) 次条に規定する本会を組織する会員間の情報交換や事例共有
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する地方公共団体の首長、文化人、経済人等で、参加表明書を会長に提出した者とする。

2 会員は、自治体サポーター及び文化人サポーターで構成する。

- (1)自治体サポーター（地方公共団体の首長をいう。）
- (2)文化人サポーター（文化人、経済人などの個人及び団体をいう。）

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 代表幹事 1名
- (3) 幹 事 若干名

2 役員は、本会の会議（以下「総会」という。）において会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 代表幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会長及び代表幹事を補佐し、会長及び代表幹事に事故があるときは、その職務を代行する。

(顧問)

第7条 本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の目的達成のための必要な事項について、本会对し助言することができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画

(3) その他本会の運営に関する事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人を定めてその権限を委任することができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、代表幹事の所属団体に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成28年7月12日から施行する。